

## オープンカウンター方式についての注意事項

- 1 オープンカウンター方式とは、県が調達案件をホームページ等で公開し、参加を希望する事業者から見積書の提出を募り受注者を決定する方法です。

参加を希望する場合は、電子入札システム（以下「システム」という。）により指定の期日までに見積書を提出してください。
- 2 オープンカウンターによる見積合わせへ参加する際は、「福島県電子見積運用基準（試行）」及び「オープンカウンター方式実施要領（試行）」を遵守してください。
- 3 事業所の所在地等条件  
本調達の対象事業者は、福島県内に本店を有し、かつ、自社の印刷設備で製造する有資格者に限定しています。

したがって、この条件を満たさない事業者の見積りは、無効とします。
- 4 3の条件を満たしていることを確認するため、当該年度において初めてオープンカウンター方式の対象案件に参加する場合は、見積書受付期限までに印刷設備保有状況報告（第1号様式）をメール等で送信してください。
- 5 契約金額は、システムに入力された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。）としますので、見積者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額をシステムに入力して下さい。
- 6 仕様等について不明な点がある場合は、メール等により質問書（第2号様式）を提出し確認してください。
- 7 当日の状況により見積合わせ実施時間がずれることがあります。また、見積合わせへの立ち会いは認めておりません。
- 8 最低価格が予定価格に達しなかった場合は、再度見積合わせを行う場合があります。
- 9 本件見積合わせは、その契約に係る予算が可決され、令和7年4月1日以降で予算の執行が可能となったときに、その効力が生じます。

### ■契約書・請書の作成などについて

- 1 契約書など  
契約金額（税込）が100万円以上の案件は「契約書」を2部、50万円以上100万円未満の案件は「請書」を1部作成し、提出いただくことが必要です。別途連絡いたします。50万円未満の案件は発注書を送付いたします。
- 2 提出期限  
令和7年4月1日以降に提出を依頼しますので、提出依頼後、10日以内（土日等を除く）に提出してください。